



募集

空き店舗や空き家などを使って
新規創業や事業を拡大する人を支援します!



空き店舗や空き家などの既存資源を有効活用し、新規創業や事業拡大などを行う人に対し、改装費用の一部を支援する「空き店舗等活用事業」の公募を行います。事業の採択は審査委員会を経て決定します。必ず下記まで事前にご相談ください。

- ▶補助対象者 次の全てに該当する人
 - ・事業を開始する日までに市内に住所及び事業所を有する個人若しくは市内に本社・本店又は主たる事業所を有する法人
 - ・市税を完納している人
 - ・この補助金の交付を受けてから5年以上市内で事業を継続しようとする人
 - ・商工会議所、商工会、商店街その他商工団体関係者と協調して地域の活性化及び商業の振興に取り組もうとする人

- ▶補助対象経費 改装工事に要する経費
 - ※自ら工事を行う場合は、当該工事に要する原材料費。
- ▶補助限度額
 - ①日田市都市計画用途区域のうち、商業地域及び近隣商業地域 上限額：100万円
 - ②上記以外の区域 上限額：50万円
 - ※①②ともに補助率は2分の1以内です。
- ▶事業実施期間 交付決定から令和7年3月31日まで
 - ※交付決定日以前に着工した場合は申請できません。
- ▶申請方法 下記窓口に備付けの申請書を提出

	第1回	第2回	第3回
公募期限	5月10日(金)	7月下旬	10月下旬
審査委員会	5月下旬	8月中旬	11月中旬

☎商工労政課経営創業支援係 ☎28227(市役所3階)

※過去に、本事業及び同様の趣旨の事業での助成を受けた人は対象外です。

- ▶補助対象事業 小売業、飲食業、生活関連サービス業、サービス業(ほかに分類されないもの)等
- ※対象とならない事業もありますので、事前にお問い合わせください。

募集

一緒に楽しく学びませんか?
令和6年度咸宜大学受講生を募集します!



咸宜大学では、高齢者の生涯学習の場として、毎月1回、様々なテーマ(健康・歴史・音楽等)で講座を開催しています。その他、アオーゼでのクラブ活動(合唱、短歌、歌謡、俳句、吟詠、パソコン)も行っています。

- ▶受講期間 5月~令和7年3月
 - ▶ところ パトリア日田 小ホール
 - ▶入学金 2,500円
 - ▶申込先 社会教育課(アオーゼ内)
 - ※入学金を添えてお申し込みください。
- ☎社会教育課生涯学習推進係 ☎26868(アオーゼ内)

- ▶対象 市内在住の60歳以上の人

募集

近世日本の教育遺産群サポーター募集!



咸宜園・豆田町をはじめとする近世日本の教育遺産群を多くの人に知っていただくため、日田・水戸・足利・備前の4市共通のサポーターを募集します。詳細は市ホームページ(二次元コード①)をご確認ください。

- ▶活動内容
 - ①教育遺産に関する魅力発信や事業のお手伝い
 - ②各市で開催するサポーター事業への参加
- ▶年会費 無料
- ※活動に伴う報酬や旅費の支給は、原則ありません。

- ▶申込方法 電子申請(二次元コード②)又は下記まで電話、ファックス、はがきで申込み

☎世界遺産推進室 ☎20268(咸宜園教育研究センター内)

募集

咸宜園・廣瀬淡窓等の研究活動を支援します



令和6年度の研究奨励事業の募集を行います。

- ▶研究課題
 - ①廣瀬淡窓、咸宜園、咸宜園門下生及び私塾・学校などをテーマとする歴史・文化について、幅広い分野での個人の研究活動
 - ②①の課題を含む市内在住・出身者による日田市域の近世から近代にかけての歴史・文化を中心とした個人の研究活動又は咸宜園門下生子孫による咸宜園に関する研究活動

- ▶対象者(応募資格) 日本在住の研究者(大学院生を含む)、日田市内在住者、日田市出身者及び咸宜園門下生の子孫
- ▶募集期限 5月7日(火) 必着
- ▶選考方法 咸宜園教育研究センター内に設置する審査会で選考
 - ※選考結果は6月下旬頃に本人宛に文書で通知します。
- ▶採用予定件数 ①②ともに各1件程度
- ▶研究奨励費 ①50万円以内 ②10万円以内

☎咸宜園教育研究センター ☎20268(水曜日休館)

お知らせ

令和6年度は固定資産税の評価替えの年です



固定資産税と都市計画税

【固定資産税】 毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している人に課税される市税

【都市計画税】 都市計画事業や都市区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内に存在する土地、家屋を所有する人に課税される市税

評価替えとは

3年ごとに固定資産の価格を適正で均衡のとれた価格に見直す制度のことです。令和6年度はその基準年度となり、令和6年度から3年間の固定資産の価格を決定します。なお、土地、家屋の価格は、3年間据え置くことが原則ですが、土地は、翌年度・翌々年度に地価が下落し、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格の修正を行います。

評価のしくみ

【土地の評価額】 地価公示価格や不動産鑑定士の評価などを基準に算定

【家屋の評価額】 国が示す固定資産評価基準をもとに再建築価格を算定し、その価格に経過年数を反映して算出

- ①新増築の家屋の評価
 - 評価額=再建築価格×経年減点補正率
 - ②新増築の家屋以外(在来分家屋)の家屋の評価
 - 在来分の家屋は基準年度(3年)ごとに評価替えが行われます。見直し後の価格は、国が3年間の建築物価の動向を考慮し定めた再建築費評価点補正率が適用されます。
 - 評価額=再建築価格×経年減点補正率
 - 再建築価格=前回の再建築価格×再建築費評価点補正率(木造1.11 非木造1.07)
- ※評価額が前年度基準より上回る場合は、前年度基準に据え置かれます。

【評価のしくみの例】

平成23年築 鉄筋コンクリート造事務所の場合

	再建築価格 × 経年減点補正 = 理論評価額	
令和3基準	20,000,000 × 0.8769 =	17,538,000
変動	↓1.07倍 ↓0.0369減少(約0.96倍)	
令和6基準	21,400,000 × 0.8400 =	17,976,000

再建築評価点補正率(非木造：1.07倍)により上昇が経年減点補正率(約0.96倍)による減少を上回ったため、理論評価額が上昇します。この場合、前回評価額を据え置きますので税額の変更はありません。

(再建築価格) 対象の家屋と同一のものを評価の時点でその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費(経年減点補正率) 年数の経過で生じる損耗による減価

税額の決定

税額は、課税標準額×税率で算出されます。

【税率】 固定資産税 1.4% 都市計画税 0.24%

☎税務課資産税係 ☎28206(市役所1階)